

不審電話に関する事例

事案①

7月22日（金）10時45分頃、西都市在住の80代女性の被保険者宅に、男性から「今週中に手続きをしないと権利が無くなるので、手続きをしてほしい。電話番号を教えるので電話をかけてほしい。」といった内容の電話がかかってきた。何の手続きか意味が分からなかったため、市役所に来庁したことで本事案が発覚した。

事案②

8月16日（火）木城町在住の76歳男性宅に、木城町役場職員を名乗る「タキグチ」という者から、「去年の10月分の還付金38,200円が未支給である。」との電話があった。「支給手続きの文書を送ったが、連絡がないので電話したが、本日中に手続きしてもらえば間に合うので、キャッシュカードを持っている金融機関を教えて欲しい。」と言われた。高鍋信用金庫のカードを持っていると答えたところ、「後から高鍋信用金庫の職員から電話があるので指示に従って欲しい。」と言われた。また、住所、生年月日、

携帯電話の番号を聞かれたので教えた。

次いで、高鍋信用金庫の職員を名乗る（名前不明）者から電話があり、「高鍋町のコープにあるATMで還付金支給の手続きができるので向かってほしい。」と言われたが、この時点で不審に思い、ひとまず電話を切り、木城町役場町民課に確認したことにより本事案が発覚した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）